

第6回 民生教育まちづくり常任委員会

日 時 令和6年9月30日(月)本会議休憩中
場 所 下呂市役所下呂庁舎3-1会議室

1. 委員長あいさつ

2. 市長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 付託案件

(1) 議第89号 財産の取得について(追認)・・・・・・・・・・資料P2【教育委員会事務局】

(2) 議第90号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について・・・・【市民保健部】

5. その他

議会の議決を経ずに行った教師用指導書の購入について

令和6年4月に購入した小学校教師用指導書について、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定されている予定価格2,000万円以上の動産の買入に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。

1. 購入物品の概要

小中学校の児童生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配付されますが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与制度の対象とならないため、市が教科書取扱書店から随意契約により購入しています。

- ・ 品 名 : 小学校教師用指導書(金山地域を除く8校分)
- ・ 購入数量 : 814 冊
- ・ 購入金額 : 25,588,202 円
- ・ 契約の相手方 : 有限会社 喜久屋商店 下呂市森 147 番地1
- ・ 契約の方法 : 随意契約(単価契約) ※教科書取扱書店指定のため

2. 発覚の経緯

他の自治体における同様の事案に関する報道を受け確認した結果、本市においても議会の議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。過去に遡って調査した結果、該当したのは本事案のみでした。また、本事案が初めて2,000万円を超えることとなった要因は、教科書及び指導書のデジタル化により、購入価格が上昇したことによるものであることを確認いたしました。

3. 原因の分析

主な原因として、これまで小学校教師用指導書は、単価が低額で短期的に消費されることから、「消耗品」として取り扱っており、議会の議決に付する「動産」に当たらないと認識していました。

4. 今後の対応

①議案の提出

・当該手続きを有効なものとするため、下呂市議会9月定例会に、買入の追認を求める議案を提出いたします。

②再発防止策

・契約手続きの厳格化 : 物品単価契約システムにおいて、予定価格が2千万円以上の契約は赤字表示で注意喚起を行います。また、購入伺書に「議会の議決が必要か否か」の確認欄を設け、担当者から決裁者まですべての段階で必ずチェックします。

・予算編成時のチェック体制の構築 : 議決が必要な動産に関する認識を職員で共有し、予算編成の段階から議会の議決が必要か否かを厳格にチェックします。